

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照表

※傍線部分が改正部分

新 条 文	旧 条 文
<p>（公立大学法人に係る業務実績報告書）</p> <p>第二十二条 第七条（第一項の表第一号、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロを除く。）の規定は、法第七十八条の二第二項の報告書について準用する。この場合において、同表中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第二十八条第一項第二号</p> <p>第五号までに掲げる事項</p> <p>第五号までに掲げる事項並びに法第七十八条第二項に規定する教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項</p> <p>第七十八条の二第一項第一号</p> <p>第五号までに掲げる事項</p> <p>第五号までに掲げる事項並びに法第七十八条第二項に規定する教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項</p>	<p>（公立大学法人に係る業務実績報告書）</p> <p>第二十二条 第七条の規定は、法第七十八条の二第二項の報告書について準用する。この場合において、第七条第一項の表中「第五号までに掲げる事項」とあるのは、「第五号までに掲げる事項並びに法第七十八条第二項に規定する教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項」と読み替えるものとする。</p>
<p>前号ロに掲げる事項</p> <p>次に掲げる事項</p> <p>(1) 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>(2) 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>(3) 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がある場合には、そ</p> <p>の実施状況</p>	

第二十八条第一項第三号

第七十八条の二第一項第二号

第一号口

前号二

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県地方独立行政法人法施行細則第二十二条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務実績等報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務実績等報告書については、なお従前の例による。